

平成24年度中小企業庁委託事業

下請かけこみ寺活用事例集

平成24年11月

財団法人全国中小企業取引振興協会

下請かけこみ寺本部

目次

1. 相談活用事例

- 事例 1 受領拒否 (製造委託)
- 事例 2 代金未払 (売買取引)
- 事例 3 代金未払 (売買取引)
- 事例 4 代金未払 (売買取引)
- 事例 5 代金未払 (費用請求)
- 事例 6 代金未払 (製造委託)
- 事例 7 代金未払 (修理委託)
- 事例 8 代金未払 (情報成果物作成委託)
- 事例 9 代金未払 (情報成果物作成委託)
- 事例 10 代金未払 (情報成果物作成委託)
- 事例 11 代金未払 (運送)
- 事例 12 代金未払 (建設工事)
- 事例 13 代金未払 (建設工事)
- 事例 14 代金未払 (建設工事)
- 事例 15 代金未払 (建設追加工事)
- 事例 16 代金減額 (情報成果物作成委託)
- 事例 17 代金減額 (運送)
- 事例 18 価格据え置き (売買取引)
- 事例 19 納品後の代金の決定 (製造委託)
- 事例 20 単価引き下げ (運送)
- 事例 21 手形払
- 事例 22 現金払から手形払への変更
- 事例 23 給付内容の変更 (仕様追加)
- 事例 24 給付内容の変更 (追加作業)
- 事例 25 在庫引き取り (製造委託)
- 事例 26 取引中止 (売買取引)
- 事例 27 取引中止 (製造委託)
- 事例 28 損害賠償
- 事例 29 損害賠償
- 事例 30 消滅時効

2. ADR 活用事例

- 事例 1 代金未払（情報成果物作成委託）
- 事例 2 代金未払（建設工事）
- 事例 3 代金未払（情報成果物作成委託）
- 事例 4 契約解除（製造委託）
- 事例 5 在庫品の引き取り（製造委託）
- 事例 6 損害賠償（役務提供委託）
- 事例 7 損害賠償（製造委託）

3. 感謝の声

4. 下請かけこみ寺一覧

【ご利用にあたっての注意事項】

1. 本活用事例集は、下請かけこみ寺の相談事業や調停（ADR）事業について理解を深めていただき、多くの中小企業の皆様に、企業間取引に係る紛争の解決等に下請かけこみ寺を利用していただくために作成したものです。
2. 本活用事例集の作成に当たっては、下請かけこみ寺に相談があった事例や調停（ADR）申立があった事例を参考にしつつ、
 - ①相談活用事例については、新たに分かりやすく作成しました。
 - ②ADR活用事例については、想定される争点と解決例を示したものです。また、相談者等の秘密保持の観点から、掲載事例は実際の個々の相談事例や調停（ADR）申立事例と異なるものであることにご留意願います。
なお、相談活用事例については、取引相手方企業が明らかに下請代金法等に違反しているおそれがあり、相談者が行政による厳正な法の執行を求めた場合の事例は掲載していません。
3. 実際のトラブルは少し事情が異なるだけで結論が全く異なってしまう場合もありますので、実際の相談は、最寄りの下請かけこみ寺や法律の専門家にご相談するようにして下さい。
4. 下請かけこみ寺では、皆様方の債権回収代行はできませんが、債権回収や疑問点解決のための助言はさせていただいておりますので、遠慮なく相談して下さい。
なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、情報が漏洩しないよう厳重に管理しております。

1. 相談活用事例

事例1 受領拒否（製造委託）

《相談内容》

A社は、B社から部品製造を受託しているが、売れ行き不振を理由として、納期を過ぎても引き取ってくれない。

《助言と解決例》

下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている受領拒否（納期に受け取らないこと）のおそれがあることを踏まえて対応してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえてB社と交渉したところ、部品を引き取ってくれた。

事例2 代金未払（売買取引）

《相談内容》

A社は、B社と売買取引していた。代金が回収できない。

《助言と解決例》

支払期限を明記した「督促状」を配達証明付きで郵送してはどうかと助言した。

A社は、B社へ配達証明付きで「督促状」を郵送したところ、その後、支払ってくれた。

事例3 代金未払（売買取引）

《相談内容》

A社は、B社と長年にわたり売買取引してきたため、多少支払いの遅れがあってもいままでは請求通り支払ってくれた。しかし、今回は、何度も催促したが支払いがない。

《助言と解決例》

B社を訪問し、支払いがない理由を確認した上で、今後の支払計画について話し合ってみてはどうかと助言した。

A社は、B社を訪問し交渉したところ、資金繰りの関係で払えなかったことがわかり、その後、払ってくれた。

事例4 代金未払（売買取引）

《相談内容》

A社は、B社と繊維製品の売買取引を行ったが、B社が売掛金の一部しか払ってくれず、連絡がなかなかつかない。

《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、「内容証明郵便」で請求するという方法もあるが、まずはねばり強く交渉を続けてみてはどうかと助言された。

A社は、B社へ連絡を取り続け、ねばり強く交渉したところ、残りの代金が支払われた。

事例5 代金未払（費用請求）

《相談内容》

A社は、B社から機械を買い入れたが、部品の一部に不備が見つかった。交換を請求したが、待ってくれと言うばかりでちががあかないため、やむを得ず自ら部品を購入して販売した。B社に対してかかった費用分を請求したが払ってくれない。

《助言と解決例》

B社は支払う意思があると思われるため、B社に出向いて直接、面談してはどうかと助言した。

A社は、B社を訪問し話し合ったところ、払ってくれた。

事例6 代金未払（製造委託）

《相談内容》

A社は、B社から食品製造を受託した。代金を払ってくれず、また、B社の原料を保管しているが、その費用も払ってくれない。

《助言と解決例》

代金等について「返済計画」を示し債務承認を得るよう交渉してはどうか、さらに、B社の対応を見つつ「支払督促」を考慮してみるのも一つの方法と思われると助言した。

A社は、B社に「返済計画」を示し債務承認を求め、場合によっては、「支払督促」で対応すると説明したところ、「返済計画」通りの支払いがあった。

事例7 代金未払（修理委託）

《相談内容》

A社は、B社が事業者から請け負った車両の修理作業を受託した。しかし、事業者から入金が遅れていることを理由として、修理代金を払ってくれない。

《助言と解決例》

下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている支払遅延等（事業者からの代金未払いを理由とした支払遅延であり、定められた支払期日までに下請代金を全額支払わなければならない）のおそれがあることを踏まえて対応してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえてB社と交渉したところ、代金回収ができた。

事例8 代金未払（情報成果物作成委託）

《相談内容》

A社は、B社から情報誌の制作を請け負った。収入が見込みを下回るので契約を解除したいと一方的に通告された。すでに制作の大半ができていたが、代金を払ってくれない。

《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、いままで制作してきた分について、「内容証明郵便」で請求してはどうかと助言された。

A社は、「内容証明郵便」により請求したところ、その後、B社から連絡があり話し合いの結果、支払いがあった。

事例 9 代金未払（情報成果物作成委託）

《相談内容》

A社は、ミニコミ誌の記事の作成をB社から請け負った。A社の記事作成が終わったころ、B社から採算が取れなくなったので取り止めにすると一方的に通告してきた。B社は、かかった費用は払わないと言っている。

《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、「B社の一方的な取り止めは認められない」と助言された。

A社は、助言を踏まえてB社と交渉したところ、支払いがあった。

事例 10 代金未払（情報成果物作成委託）

《相談内容》

A社は、B社から口頭で建物調査を請け負った。調査を終え報告書を提出したが、代金を払ってくれない。

《助言と解決例》

発注から調査完了までの経緯を文書にまとめ、請求書とともに、B社代表者あてに普通郵便の配達記録付きで郵送してはどうかと助言した。

A社は、B社の代表者に配達記録付きで郵送したところ、後日、支払いがあった。

事例 1 1 代金未払（運送）

《相談内容》

A社は、B社から口頭で運送業務を受託した。何度請求しても代金を払ってくれない。

《助言と解決例》

「内容証明郵便」で支払期限を明記して請求してはどうかと助言した。

A社は、「内容証明郵便」で請求したところ、B社から返済方法について交渉したいとの連絡があり、「支払計画書」を取り交わし、後日、代金の支払いがあった。

事例 1 2 代金未払（建設工事）

《相談内容》

A社は、B社から建設工事の一部を請け負ったが、工事が終了しても代金を払ってくれない。

《助言と解決例》

「建設業法令遵守ガイドライン」をもとにねばり強く交渉してはどうかと助言した。

A社は、B社と交渉したところ、代金の支払いがあった。

事例 1 3 代金未払（建設工事）

《相談内容》

A社は、元請負人B社から公共工事の一部を請け負った。工事完了後、代金の支払いを求めたが、誠意ある回答もなく、請求しても払ってくれない。

《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、訴訟前に「催告書」を送付し、「支払なき場合法的手続きも辞さない」旨の文言を記載した方がよいと思われる、また、受け取りを拒否する場合も考えられるので、「内容証明郵便」で請求するほか、普通郵便でも送付して相手方の出方を見てはどうかと助言された。

A社のねばり強い交渉にB社が折れ、代金を払ってくれた。

事例 1 4 代金未払（建設工事）

《相談内容》

A社は、元請負人B社から建設工事の一部を請け負った。工事を完了したが、支払日になっても支払いがない。B社は、発注者から工事代金の支払いがないため払えないと言っている。なお、発注者からB社への支払いは手形払とのことである。

《助言と解決例》

B社が了承してくれるようなら手形をA社が預かり、入金確認後に手形を戻すという方法もあると思われると助言した。

A社は、B社の了承を得た上で手形をB社から預かり、その後、入金があったので手形を返却した。

事例 15 代金未払（建設追加工事）

《相談内容》

A社は、建設工事の一部をB社から受注した。その後、B社の仕様変更により追加工事が発生したにもかかわらず、A社からの請求に対し、追加工事代金の支払いを拒否している。

《助言と解決例》

未払の追加工事代金について、元請負人からB社に対して支払うようお願いするのも一つの方法と思われると助言した。

A社は、助言を踏まえてB社と交渉したところ、追加工事代金が回収できた。

事例 16 代金減額（情報成果物作成委託）

《相談内容》

A社は、自ら開発試験を行うB社から試験の一部を依頼された。見積書を出し契約金額を合意した上で、B社の仕様書に基づき試験を行い試験報告書と請求書を提出したが、B社から請求額が高すぎるとして減額を要請された。

《助言と解決例》

下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている減額（親事業者は、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると本法違反となる）のおそれがあることを踏まえて対応してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえてB社と交渉したところ、契約金額通りの支払いがあった。

事例 17 代金減額（運送）

《相談内容》

A社は、B社が製造する食品をデパートの売場に配送する業務を長年にわたり請け負っていた。B社は、売上が減少したため、配送代金を減額するとして、一方的に減額された代金が支払われた。

《助言と解決例》

下請かけこみ寺のADR（裁判外紛争解決）手続は、裁判と異なり非公開で行われ当事者以外には分からない旨を説明し、ADR手続の活用を助言した。

A社は、B社にADR手続で対応する旨を説明した。その後、B社の代表者から支払いに応じるとの連絡があり、支払いがあった。

事例 18 価格据え置き（売買取引）

《相談内容》

A社は、B社にこの数年間、価格据え置きで商品を販売している。石油価格高騰のため値上げしてほしいと申し出たところ、予算額が決まっているので値上げできないと言われた。

《助言と解決例》

石油製品の高騰分を価格に転嫁できなかった場合今後の生産活動に支障が出ることや、価格を据え置いた数年間の生産・販売コストを時系列で整理して、B社に示し交渉してみてもどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえてB社に窮状を訴えたところ、一定の改善が図られた。

事例19 納品後の代金の決定（製造委託）

《相談内容》

A社は、B社から製品の製造を受託した。B社は代金の額を定めずに発注し、納品された後にA社と協議することなく、従前の単価を大幅に下回る単価で代金の額を決めた。

《助言と解決例》

下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている買ったたき（納品後の下請代金の決定による買ったたき）のおそれがあることを踏まえて、よくB社と話し合ってみてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえてB社と交渉したところ、一定の改善が図られた。

事例20 単価引き下げ（運送）

《相談内容》

A社は、B社から荷物の集配業務を請け負っているが、一方的に集配料を大幅に引き下げられた。

《助言と解決例》

下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている買ったたき（親事業者が、一方的に単価を指定するいわゆる指値発注による買ったたき）のおそれがあることを踏まえて、よくB社と話し合ってみてはどうかと助言した。

A社は、B社とねばり強く話し合いを続けたところ、一定の改善が図られた。

事例 2 1 手形払

《相談内容》

A社は、B社から支払方法を現金払いから回し手形での支払いにしてほしいと言われたが、資金繰りに影響するので困っている。

《助言と解決例》

注文書の支払方法が現金払いという条件で請け負っているので、従来通り現金払いでお願いしたい旨交渉してはどうかと助言した。

A社は、B社と交渉したところ、従来通り現金払いで支払われた。

事例 2 2 現金払から手形払への変更

《相談内容》

A社は、B社から建設工事の一部を請け負った。B社から資金繰りに困っているのを、現金払いから手形払いに変更すると一方的に通告された。

《助言と解決例》

「建設業の元請・下請ルール」（下請代金の支払を現金・手形併用払で行う場合には、契約時に当該下請契約に係る労務費相当分を査定し、現金払の割合が少なくとも労務費相当分を充たすように支払条件を設定）とされているので、工事代金の大半が労務費相当分であり現金で支払ってほしいと言ってはどうかと助言した。

A社は、B社と交渉したところ、従来通り現金払いで受け取ることができた。

事例 2 3 給付内容の変更（仕様追加）

《相談内容》

A社は、注文書の発行後に多くの仕様追加があったため、製造途中でB社に追加費用や納期の延期を要求したが、何らの回答もしてくれず、支払いを拒否された。

《助言と解決例》

下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている不当な給付内容の変更（下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせる指示不明確による不当な給付内容の変更）のおそれがあることを踏まえて、対応してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえてB社と交渉したところ、追加費用の支払いがあった。

事例 2 4 給付内容の変更（追加作業）

《相談内容》

A社は、B社から機械製作を請け負ったが、その後、B社の図面修正や追加作業が発生したが、何度請求しても追加分の代金を払ってくれない。

《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、訴訟を前提として「内容証明郵便」で請求してはどうかと助言された。

A社は、「内容証明郵便」により請求したところ、B社から連絡があり、その後、交渉を経て、追加代金が支払われた。

事例 2 5 在庫引き取り（製造委託）

《相談内容》

A社は、B社から部品製造を継続して受注している。一回の注文が大量であり納期確保が困難なので、B社担当者の了解を得た上で在庫をすることにした。その後、B社から部品はもういらないとされた。在庫保管している分を引き取ってほしいと要求したが、引き取ってくれない。

《助言と解決例》

これまでの発注（注文日や納期、数量）状況を記載した文書を作成し、併せて、B社担当者の了解で在庫を持つに至った経緯を整理した上でB社に説明してはどうかと助言した。

A社は、B社の代表者に文書を持参して状況を説明したところ、その後、在庫分を引き取ってもらえることになった。

事例 2 6 取引中止（売買取引）

《相談内容》

A社は、製品を生産するための材料をB社から購入しているが、A社の経営が悪化しているとして、急に担当者から取引を止めると言い渡された。

《助言と解決例》

「契約書」の解除条項に該当するものかどうかを確認し、経営状況についても説明してはどうかと助言した。

A社は、B社に説明したところ、取引を止めることを撤回してくれた。

事例 27 取引中止（製造委託）

《相談内容》

A社は、B社から部品の製造を受託した。その際、大量に発注するからと言われた。しかし、その後、急に発注を取り消したいと通告された。

《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、B社のコンプライアンス部門に事情を文書で説明してみてもどうかと助言された。

A社は、B社を訪問し事情を文書で説明したところ、一定の解約金で解決したいと申し出があった。

事例 28 損害賠償

《相談内容》

A社は、B社から部品の製造を受託した。仕様書通りに作成し納品した。その後、B社が納入品を他の部品とともに設備に取り付けたところ、部品から異音が発生するとのことで良品に交換したが、その後、多額の損害賠償を請求された。

《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、納入品と異音との因果関係及び損害賠償請求額の詳細について説明を求めてどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえてB社と交渉したところ、納得できる額に訂正された。

事例 29 損害賠償

《相談内容》

A社は、B社から部品の設計製造を受託した。B社の仕様に基づき設計製造し納品した。

その後、納入品についてクレームがあった。A社は、仕様通りに設計製造したものであり、クレーム内容は仕様書にもないものなので納得できない。B社は、損害賠償請求を示唆している。

《助言と解決例》

仕様通りに設計製造し納品したこと、クレーム内容はA社の責めに帰すべきものでないことを資料に基づき説明してはどうか。もしB社が認めない場合には、損害賠償請求を示唆しているとのことなので弁護士無料相談を利用して対応する方法もあると助言した。

A社はB社を訪問し、関係資料を示し説明したところ、A社に非がないことを認めてくれた。

事例 30 消滅時効

《相談内容》

A社は、B社から10年以上前に部品加工を受託していた。B社から最近になって、有償支給材料代金をもらっていないので支払うよう連絡があった。

《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、消滅時効の考え方について助言された。

A社は、助言を踏まえてB社と交渉したところ、要求を取り下げた。

2. ADR 活用事例

事例1 代金未払（情報成果物作成委託）

《申立内容》

A社は、B社から情報システム開発の内示を受け作業を開始し、成果物及び代金300万円の請求書を送付したが、B社は、顧客から発注をキャンセルされたことを理由に、支払に応じようとしな

《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、あくまで内示であって正式な発注はしていないと主張した。ただし、B社は、A社が情報システム開発を実施したことは認めており、成果物も受領している。

内示が実質的な開発指示となるかが争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が解決金として190万円を支払うことで和解が成立した。

事例2 代金未払（建設工事）

《申立内容》

個人事業者であるAは、B社から請け負った2か所の建設工事代金の残金150万円について、何度も請求したが、払ってもらえない。

《主張と解決例》

Aの申立に対してB社は、2か所の工事を発注した事実は認めるが、1か所の工事代金は合意した単価より高い請求額であること、もう1か所は過払いであったため、計90万円が代金額であると主張した。

合意した単価かどうかと過払い分が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として120万円を支払うことで和解が成立した。

事例3 代金未払（情報成果物作成委託）

《申立内容》

A社は、B社からサイト作成を請け負い、代金410万円を請求したが、納期が遅れたこと及び当初契約額を大幅に上回った請求額であることから支払いを留保されている。

納期遅延及び当初契約額を大幅に上回った原因は、作業開始後に追加作業の依頼があったためとしている。

《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、追加作業の依頼をしたわけではなく、それらは当初契約の内容に含まれる作業を依頼したものにすぎないと認識している。しかし、A社が行った追加作業分については相応の代金を支払う意思はあるが、作業段階で見積修正などの連絡がなく、増額された金額を提示されたのは作業終了後であり、増額があまりに高すぎると主張した。

追加作業は当初契約に含まれるものかが争われ、調停人を交えて当事者が話し合い3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として250万円を支払うことで和解が成立した。

事例4 契約解除（製造委託）

《申立内容》

A社は、B社から縫製作業を請け負ったが、短納期であったため、納期が少し遅れる旨を事前にB社に連絡し、B社の了承を得ていた。

縫製作業が完了したので納品しようとしたところ、B社から「納期の遅れ及び形状が違っていたため販売時期をのがした」として契約解除を通知された。

《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、納期の遅れ及び仕様内容と異なる形状の納品物であったため販売時期をのがしたものであると主張した。

納期変更と仕様通りの形状かが争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月半の調停を経て、B社が和解金として90万円を支払うことで和解が成立した。

事例5 在庫品の引き取り（製造委託）

《申立内容》

A社は、B社から継続的に受注していた部品製造について、一方的に製造を中止し他社へ発注すると言われ、在庫品が発生してしまった。

B社に在庫品の引き取り及び代金190万円の支払を求めたが、条件が折り合わない。

《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、在庫分については正式発注したものではないので、責任を負うものではないと主張した。

在庫品の引き取りが争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として160万円を支払うことで和解が成立した。

事例6 損害賠償（役務提供委託）

《申立内容》

A社は、B社から旅行に係る手配業務を受託したが、代金50万円の支払いをしてくれない。

A社は、B社の指示通り手配したので、自らに責任はないと申立てている。

《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、顧客と契約した条件と一部異なる内容で手配しており、B社が顧客に支払った解決金はA社が負担すべきであると主張した。

指示通りの手配であったかが争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月半の調停を経て、B社が和解金として160万円を支払うことで和解が成立した。

事例7 損害賠償（製造委託）

《申立内容》

A社は、B社から自ら使用する宣伝用製品を受注し、納品した。B社が検査したところ、納品物の一部に不良品があった。検査結果や被った損害について話し合ったが、解決することができず、代金450万円が未払いとなっている。

《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、抜取検査で納品物の一部に不良品があったので全品検品を行った。検査費用や不良品分について自社で製造し直したことから多額の損害を被ったと主張した。

不良品発生にともなう追加の検査費用や自社で製造した費用が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として300万円を支払うことで和解が成立した。

3. 感謝の声

(1) 石油製品等の高騰のため、助言をもとに、生産・販売コストを精査し相手先に窮状を訴えた結果、価格UPに結びついた。

(2) 突然の取引中止通告で頭がパニックになっていたところ、相談員が冷静に状況を把握し、「相手が明確に取引基本契約書に違反している」とのアドバイスをしてくれた。お陰で早期解決できて大変感謝している。

(3) 相談により相手側に下請代金法違反の疑いのある行為が多くあることが分かり、また細かな問題点も教えてもらったので、自信を持って相手方と交渉することができた。その結果、相手も非があることを認め、無事解決することができた。

(4) 「下請かけこみ寺」の存在を知って、とりあえず電話相談をしたところ弁護士無料相談という機会を設けていただき、結果的には、訴訟も起こすことなく、問題を解決することができた。
今後は、何か困っている近場の中小企業の仲間にもすすめたい。

(5) 工事代金が未払いとなり、弁護士無料相談を受けたところ、実際にかかった工数が明確なので請求できるとのアドバイスもらった。これをもとに相手方に請求したところ、納得できる支払いを受けることができた。

(6) 大手企業からの依頼でデザインの作成を行っていたが、契約書の作成やデザインの著作権の話が進展しないので相談した。相談員から下請代金法のパンフレットをもらい、助言を踏まえ、交渉したところ、スムーズに解決できた。

(7) 5年以上も前の債務について通知があり、弁護士無料相談を受けたところ、弁護士から、消滅時効が援用できるとアドバイスをいただき安心した。

(8) 公共工事を下請負したが、口頭契約で工事を行った。工事終了後、集金に行ったところ、理由も言わず半額しか払えないと言われた。弁護士無料相談を受け、減額理由がわからないので強く支払いを求めていくよう助言され、交渉したところ、相手企業の態度が変わり、納得する金額で解決できた。

(9) 相談員の助言をもとに、ねばり強く交渉したところ、相手方から支払いの「確約書」をもらうことができた。最初のこところ、全く払わないと言われた時を思えば、問題が解決の方向に向けて前進したと感じている。

(10) 大変心強くありがたい制度だと思う。相談内容によって、弁護士無料相談を紹介してもらえるとというのは、相談者にとって安心感につながる。今回お世話になった弁護士は建設業にも詳しく適切なアドバイスをしてくれた。相談員の対応も相談者の緊張感を和らげてくれるものであり感謝している。

(11) 下請事業者だが、いままでは、問題が生じた時、泣き寝入りすることがほとんどだった。今回、かけこみ寺を利用し、相談していく中で私たちのような下請の気持ちを理解してもらえているなあと感じ、またがんばって回収して行こうという気持ちになった。今後も必要などときには相談したいので、よろしくお願ひしたい。

(12) 相談していく中で、下請代金法の適用範囲や調停（ADR）についても教えてもらい勉強になった。弁護士無料相談も大いに助かった。今後の参考となり感謝するばかりだ。

(13) 小企業で法律知識が少ない弊社にとって大変助かった。弁護士無料相談で弁護士が丁寧に教えてくれ、大変感謝している。

(14) 弁護士無料相談を受けたが、丁寧に対応してもらい、とても参考になった。もっと早く相談に来れば良かったと思う。適切なアドバイスに感謝している。何かある場合はまた相談にのって欲しい。

(15) 支払いが滞っている相手先のことで相談した。双方の資本金が1,000万円なので下請代金法の適用はない中で、当社の状況に応じた代金回収方法を教えてもらった。中小企業同士の支払遅延が多いと思う。このようなことで困っている会社も多いと思うので、中小企業の方にこういう場所があることを知って欲しい。

(16) この度は、大変お世話になった。これからも下請事業者への相談を続けて欲しい。下請は困っている。

(17) 代金未払問題について他機関に足を運び、また他機関に電話で相談して話を聞いてもらったが、なかなか解決の糸口が見出せなかった。そんな時、かけこみ寺を知り、相談員に親身に話を聞いてもらい、事情をまとめ、弁護士に取りつぎ、弁護士無料相談を紹介してもらった。本当に救われる思いだった。あきらめずに相談に行ったら良かった。

(18) 弁護士無料相談を受け、適切な助言に感謝している。このような弁護士には今まで会ったことがない。

(19) かけこみ寺に電話し、相談に乗ってもらったが、長時間にわたり、丁寧に対応をしてもらい、すぐに弁護士無料相談の手配までしてくれて、感謝している。

(20) 相手方から損害賠償請求の話が出た時は、途方に暮れたが、弁護士無料相談で対応方法について助言をもらい、相手方と臆することなく交渉ができ、感謝している。

4. 下請かけこみ寺一覧

下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています。

フリーダイヤル  **0120-418-618** (通話料無料)
※携帯・PHSからもご利用になれます。

【受付時間】平日 9:00~12:00/13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
お近くの「下請かけこみ寺」に直接つながります。

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(公財)北海道中小企業総合支援センター	060-0001	札幌市中央区北1条西2-2 経済センタービル9階	011-232-2407
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル7階	017-723-1040
(財)いわて産業振興センター	020-0852	盛岡市飯岡新田3-35-2 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3822
(公財)みやぎ産業振興機構	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3階	022-225-6637
(公財)あきた企業活性化センター	010-8572	秋田市山王3-1-1 秋田県庁第2庁舎2階	018-860-5623
(財)山形県企業振興公社	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラルビル13階	023-647-0662
(公財)福島県産業振興センター	960-8053	福島市三河南町1-20 コアッセふくしま内	024-525-4077
(公財)茨城県中小企業振興公社	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階	029-224-5317
(公財)栃木県産業振興センター	321-3224	宇都宮市刈沼町369-1 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2603
(公財)群馬県産業支援機構	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル2階	027-255-6504
(財)埼玉県産業振興公社	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階 私書箱84号	048-647-4086
(公財)千葉県産業振興センター	261-7123	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBG マリアン イースト23階	043-299-2654
(公財)東京都中小企業振興公社	101-0025	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎	03-3251-9390

(公財) 神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル内	045-633-5200
(財) いがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9 階・10 階	025-246-0056
(公財) 長野県中小企業振興センター	380-0928	長野市若里 1-18-1 長野県工業技術総合センター 3 階	026-227-5013
(公財) やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町 2192-8 アイメッセ山梨内	055-243-8037
(公財) 静岡県産業振興財団	420-0853	静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4 階	054-273-4433
(公財) あいち産業振興機構	450-0002	名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウイングあいち(愛知県産業労働センター)内	052-715-3069
(公財) 岐阜県産業経済振興センター	500-8505	岐阜市藪田南 5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館 10 階	058-277-1092
(公財) 三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町 1-891 三重県合同ビル 5 階	059-228-7283
(財) 富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田 527 番地 情報ビル内	076-444-5622
(財) 石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館内	076-267-1219
(公財) ふくい産業支援センター	910-0296	坂井市丸岡町 3-7-1-16 福井県産業 情報センタービル 3F・4F	0776-67-7426
(公財) 滋賀県産業支援プラザ	520-0806	大津市打出浜 2-1 コロボしが 21 2 階	077-511-1413
(公財) 京都産業 2 1	600-8813	京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内	075-315-8590
(財) 奈良県中小企業支援センター	630-8031	奈良市柏木町 129-1 なら産業活性化プラザ 3 階	0742-36-8312
(公財) 大阪産業振興機構	577-0011	東大阪市荒本北 1-4-17 クリエイションコア東大阪内	06-6748-1144
(公財) ひょうご産業活性化センター	651-0096	神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル 6・7 階	078-230-8081
(公財) わかやま産業振興財団	640-8033	和歌山市本町 2-1 フォルテジマ 6 階	073-432-3412
(公財) 鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南 7-5-1	0857-52-6703

(公財)しまね産業振興財団	690-0816	松江市北陵町1番地 テクノパークしまね内	0852-60-5114
(公財)岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀5301 テクノポート岡山内	086-286-9670
(公財)ひろしま産業振興機構	730-0052	広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ内	082-240-7704
(公財)やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町1-10 NPYビル10階	083-922-9926
(公財)とくしま産業振興機構	770-0865	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館内	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-868-9904
(公財)えひめ産業振興財団	791-1101	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1102
(公財)高知県産業振興センター	781-5101	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館2階	088-845-6600
(財)福岡県中小企業振興センター	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-6680
(公財)佐賀県地域産業支援センター	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝114	0952-34-4416
(財)長崎県産業振興財団	850-0862	長崎市出島町2-11 出島交流会館6・7階	095-820-8860
(財)くまもとテクノ産業財団	861-2202	上益城郡益城町田原2081-10 熊本県テクノリスセンター内	096-289-2437
(公財)大分県産業創造機構	870-0037	大分市東春日町17-20 ソフトパークセンタービル内	097-534-5019
(財)宮崎県産業支援財団	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂16500-2	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	892-0821	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館2階	099-239-0260
(公財)沖縄県産業振興公社	901-0152	那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4階	098-859-6237
(財)全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部	104-0033	東京都中央区新川2-1-9 石川ビル2階	03-5541-6655

